



**該当する番号をご覧ください**

※詳しくは各課へ問い合わせるか市HPをご覧ください。

**空き店舗**



**店舗**



**店舗併用住宅**



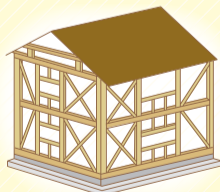
**既存住宅**



**昭和56年5月以前に建てられた住宅**



**新築住宅**



**空き家**



**空き店舗・店舗・住宅 などへの**

**1 空き店舗対策家賃支援**

- 補助率:開業前に申請して認定された賃借料の2分の1以内
- 補助金額:月額3万円以内
- 補助期間:6カ月以内
- 申し込み:5月18日(月)から直接、商業観光課(市役所5階)へ  
※予算が無くなり次第終了します。

**2 空き店舗対策リフォーム支援**

- 補助率:着工前に申請して認定された20万円以上のリフォーム工事費、1品3万円(税抜き)以上で総額10万円以上の備品購入費の2分の1以内(施工業者と販売業者の要件あり)
- 補助金額:上限200万円または100万円(地域による)
- 申し込み:5月18日(月)~6月19日(金)に直接、商業観光課(市役所5階)へ  
※予算を超えた場合は抽選し、達しなかった場合は9月30日(水)まで先着順で受け付けます。

**3 商店リフォーム支援**

- 補助率:着工前に申請して認定された20万円以上のリフォーム工事費の2分の1以内(施工業者の要件あり)
- 補助金額:100万円以内
- 申し込み:5月18日(月)~6月19日(金)に直接、商業観光課(市役所5階)へ  
※予算を超えた場合は抽選し、達しなかった場合は9月30日(水)まで先着順で受け付けます。

いずれも必ず事前に相談してください。また対象地域や業種、要件などは商業観光課へ問い合わせるか市HPをご覧ください。

商業観光課 ☎0276-47-1833

**4 住宅リフォーム支援 建築住宅課(住宅リフォーム専用) ☎0276-47-1955**

詳しくは住宅リフォーム支援事業パンフレット【建築住宅課(市役所9階)や各行政センター、東・西サービスセンター、市HPで配布】をご覧ください。

- 対象:申請者が所有し2年以上(平成30年3月31日以前)継続して居住する市内にある住宅(平成22年3月31日以前に建設)を登録業者を使って、来年2月26日(金)までに工事を完了できる人  
※平成23年度~令和元年度のリフォーム支援事業の利用者は対象外です。  
※登録業者一覧は5月18日(月)から同課や市HPで公表します。  
※登録業者は市内に本店を有する法人または市内に事業所を置く個人です。
- 補助率:着工前に申請して認定された10万円以上の補助対象額の30%  
※補助対象額は工事費用のうち補助対象と認められた額です。
- 補助金額(太田市金券):20万円以内
- 申し込み:6月15日(月)~9月30日(水)に登録業者が建築住宅課へ申請  
※申請書は5月18日(月)から登録業者や同課で配布します。  
※予算が無くなり次第終了します。

**補助対象となる工事の例**

区分	対象工事
外装工事	屋根・外壁の改修など
内部工事	床・壁・天井の改修など
建築設備工事	キッチン・トイレ・ユニットバスの改修など

※家具の購入や配線・配管類・外構工事などは対象外です。

**5 省エネルギー機器設置 環境政策課 ☎0276-47-1953**

- 対象:市内の居住・所有する住宅での対象機器の入れ替え工事を来年2月26日(金)までに完了し、申請書類を提出できる人(過去に同補助金を受けた人も対象)  
※必ず契約・設置工事前に申し込んでください。  
※新築住宅や市外業者の施工、市税の滞納がある場合は対象外です。
- 対象機器:エコキュート、エコウィル、エネファーム、エコジョーズ、エコフィール、エコワン
- 支給額(太田市金券):2万円
- 支給件数:先着200件
- 申し込み:4月13日(月)~来年1月29日(金)に環境政策課(市役所5階)や市HPにある申請書に必要書類を添えて直接、同課へ  
※予算が無くなり次第終了します。